

## 一般財団法人佐渡文化財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐渡文化財団（以下「文化財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 前号のほか、個人又は団体から用途の特定がなされて受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 財団は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用しなければならない。

(特定寄附金)

第4条 財団は、特定寄附金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

(受取書等の送付)

第5条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付する。

2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、適切にその保護管理に努める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年12月21日から施行する